

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に係る 5年水張りルールについてのお知らせ

令和9年度以降、過去5年間に一度も水稲作付け（水張り）が行われていない田については、原則として交付対象外となります。

- ※ 災害復旧や基盤整備工事の対象で、水稲作付けが困難な場合、5年間に一度も水張りが行われてなくとも交付対象から除外されません。
- ※ 一度交付対象外になると、原則交付対象水田に戻ることはありません。



Q: 5年間に一度の水張りって何をしたらいいのですか？

A: 5年間に一度の水張りは、水稲を作付けることを基本としていますが、以下の全てに該当する場合は水張りを行ったものとみなします。

- ・ 1か月以上の期間、水稲作付けと同程度のたん水管理を行う。
- ・ 連作障害による収量低下が発生していない。



Q: 1か月以上のたん水管理を行う上での留意事項は？

A: 留意点は以下のとおりです。

- ・ 降雨や雪解け水などによるたん水は認められません。
- ・ たん水管理は、水持ちがいい方法で、ほ場全体で実施してください。
- ・ 水張りの順番や量など地域に合った方法で実施してください。
- ・ 連作障害による収量低下が発生した場合は、交付対象水田から除外される場合があります。

Q: 育苗ハウスの設置されているほ場も対象ですか？

A: 育苗ハウスの設置の有無にかかわらず、交付対象水田は、5年間に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除かれることになります。



Q: 水張りの時期や深さは？

A: 具体的な時期の指定はありません。深さは水稲作付けと同等の管理としてください。

水稲作付けによらない1か月以上のたん水管理を行う方へ

水稲作付けによらず、1か月以上のたん水管理を行う場合は、必ず事前に「5年水張りルール実施計画書兼確認書」を協議会に提出してください。また、たん水管理が終了した後に、「交付対象水田における水張りに関する報告書」を速やかに協議会に提出してください。

様式は、ホームページから入手できます。

<https://www.city.tainai.niigata.jp/sangyo/nogyo/5ymizuharirule.html>

※国の方針等により、運用が変更になる場合があることをご了承ください

胎内市農業再生協議会（胎内市農林水産課農業企画係内）

〒959-2693 胎内市新和町2番10号

メール：taisaikyo@city.tainai.lg.jp

電話：0254-43-6111（内線1273、1249）

ファクス：0254-43-6979

